

生駒市条例第1号

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例

(生駒市監査委員条例の一部改正)

第1条 生駒市監査委員条例(平成3年7月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(生駒市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 生駒市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年12月生駒市条例第32号)第5条
- (2) 生駒市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年2月生駒市条例第1号)第5条
- (3) 生駒市病院事業の設置等に関する条例(平成21年6月生駒市条例第23号)第6条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。